

消費者委員会新開発食品調査部会
(第29回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第29回） 議事次第

1. 日時 平成27年11月20日（金）13:59～14:54

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

（委員）

阿久澤委員、大野委員、久代委員、清水委員、志村委員、竹内委員、寺本委員、
山崎委員

（説明者）

消費者庁 食品表示企画課

（参考人）

参考人1名

（事務局）

黒木事務局長、小野審議官、丸山参事官、新開発食品担当

4. 議事

（1）開会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【継続審議品目】

（1）素肌ウォーター（株式会社資生堂）

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉会

《 1. 開会 》

○丸山参事官 それでは、定刻より若干早いのですが、委員の方おそろいですので、始めさせていただきますと思います。

本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから「消費者委員会新開発食品調査部会」第29回会合を開催いたします。

初めに、平成27年11月10付で新たに3名の方が当部会の委員とられましたので、御紹介させていただきます。

お手元のほう、配付資料で参考資料1に名簿がございます。平成27年11月10日付の委員名簿を配付しておりますが、追加発令された方は上から9番目ですけれども、竹内淑恵委員、田中弥生委員、2つあけて松寄くみ子委員のお三方ということになっております。

本日は、竹内委員が御出席です。

竹内委員には、後ほど御挨拶を頂戴したいと思います。

本日は、大森委員、石見委員、木戸委員、田中委員、戸部委員、松寄委員、山田委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、過半数に達しており、部会が成立いたしますことを御報告させていただきます。

参考人として、独立行政法人国立健康・栄養研究所から食品栄養・表示研究室長の山内先生に御出席をいただいております。

それでは、議事に入りますが、お配りしております資料につきまして、議事次第の下部に記載されておりますけれども、資料1、2、3、参考資料1と2ということになっております。

また、後ろのテーブルのほうに各品目の審査申請書など、審議資料を御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

不足の資料がございましたら、審議の途中でも結構ですので、事務局のほうにお申しつけください。

なお、配付資料や審議内容につきましては、公開を前提としていない情報も含まれておりますので、お取り扱いのほうは十分御注意いただけますよう、よろしく願いいたします。

では、阿久澤部会長に以後議事進行をよろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 本日もよろしく願いいたします。

では、今回から新たに調査部会に加わっていただくことになりました竹内委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○竹内委員 ただいま御紹介いただきました、法政大学経営学部の竹内淑恵と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の専門は、学校ではマーケティング論を教えていまして、研究分野も広告コミュニケーション効果ということで、先生方とはまた分野が違うのですが、逆に分野が違うということで、どちらかというと消費者行動とか、そういうことも研究分野にしておりますので、そうした観点から発言ができればいいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、利益相反に関する申し合わせについて確認しておきたいと思います。

本日の審議品目に関する申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と申請資料に対する委員の関与について、事務局から説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 申し合わせに基づいて、本日の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて事前に確認させていただきましたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。また、申請資料に関する関与についても該当する委員はいらっしゃいませんでした。

報告は以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明について、御質問ございますでしょうか。

特にありませんようですので、次に進めさせていただきます。

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【継続審議品目】

(1) 素肌ウォーター（株式会社資生堂）

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可にかかわる審議に入りたいと思います。

前回から継続審議となっている株式会社資生堂の素肌ウォーターについてです。

平成26年7月から当部会で審議を行っており、今回で6回目となります。

本日は、前回部会で出された御意見に基づき、申請書類を委員が再確認した上で、許可文言が本申請品に適したものであるかという点について御議論いただくことになっております。

それでは、前回御意見を出されました大野委員から、資料を確認された結果を踏まえ、御意見をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○大野委員 先日、会議のときに見させていただいた資料では、有効性について不十分なところがあると感じられましたので、他の文献等で調べさせていただいて、検討させていただきました。

その結果、そのほかに既に提出されていた資料ですけれども、資料2-38とか39とか、ほかの企業から提出された3つの臨床試験で、皮膚の水分透過性に関するTEWLが活性成分によって低下するということが認められていましたので、また、そのほかin vitroとか動物実験の結果もあわせて考えれば、効能を認めてもよろしいかなと考えました。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

それでは、前回御懸念のあった点について他の文献等も精査していただいたところ、申請の内容

は認められるということかと思えます。今の御意見を踏まえて、皆さんの御意見をいただきたいと思えます。どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見なければ、これで皆さん御了承ということになるかと思えますが、特に御異論ございませんか。よろしいですか。

どうぞ。

○山崎委員 有効性に関しては大野委員が確認してくださって、それに関して委員の先生方は了承されたというように私は理解しました。あとは許可表示をどうするかという問題を議論していただければいいのかなと思えます。

○阿久澤部会長 もう一点ですね。前回よりの継続課題につきまして、この辺については久代委員の御懸念だったかと思えますが、TEWL検査は肌が乾燥しがちな方ということについて、そうは言えないのではないかなというような内容であったかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○久代委員 私が申し上げたのは、TEWLの変化と、この商品を買うであろう消費者の肌が乾燥しがちなという自覚症状の改善がどの程度関連するかがはっきりしていないのではないかなということです。しかし、資料2-38の論文ではかゆみが改善していることが示されていますので、TEWLとの相関ははっきりしていないけれど自覚症状の改善効果は期待できるのかもしれない。事業者からの回答書には、かゆみ、ドライスキンなどの文言を使わないと述べられていますので、肌が乾燥しがちな方という表示であれば良いのかなとも思えます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 私はこのTEWLを指標とした試験によって、皮膚のバリア能を少しでも健康な側に近寄らせることができる機能が認められたと判断していいのかなと思っています。

次に、許可表示の表現についてです。

まず、皮膚のバリア能というのは、表皮の最も表面の角層という部分、ものすごく薄くて食品用のラップフィルム1枚ぐらいの厚さしかないようなのですが、その部分にいわば破れができるというか、すき間ができることによってバリア能がなくなるのだそうです。そうなると、外からのいろいろなものも皮膚の中に入りやすいと同時に、皮膚の中のものも外に出やすい。ですから、TEWLを測るというのはバリア能が低下しているかどうかの指標と考えていいと思えます。

それに対して、どういう表記ができるかなのですが、1つ目は、「肌の調子を整える」というのは、肌のバリア能以外のほかの機能も含んでいる概念になると思うので、言い過ぎではないか。あくまで肌のバリア能を健康に保つという表現に限定したほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

次に、「肌が乾燥しがちな」という表現を認めるかどうかなのですが、表皮から水分が抜けやすいことによって肌が乾燥するのであれば、この表現としては認めてもいいのかなと思えます。ただ、肌が乾燥しがちなというのは、健康な人でも冬は肌が乾燥しますよね。夏は肌のバリア能が高くて

割としっとりとしていますけれども、冬から春先は健康な人でも乾燥しがちになります。敏感肌の人では1年中肌は乾燥状態です。健康な人でも肌が乾燥しがちな時期にはこの商品の効果があるよということが言えるのだとしたら、「乾燥しがちな方に適しています」という表現は使ってもいいのかなと思います。

以上2点です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

バリア能の件につきましては、前回、細菌との関連についてのご発言がありました。

○志村委員 バリア能というと中から出てくるもの、または外から入るもの、これは両方含めているということで、ある意味、バリア機能というのは皮膚の機能ということから言うと、トウルーエンドポイント的なメジャー。サロゲートエンドポイント的なメジャーの指標として経皮水分損失を量っているのかなというぐらいに私は理解していました。なので、バリア機能と言ってしまうと言い過ぎではないかなと、前回思いました。今も私の考えとしてはそのままでございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○久代委員 肌が乾燥しがちなというのは自覚症状だと思います。提出された論文では、TEWLが一定の値以上の例を対象に選択していますが、TEWLがどのくらいの数値だと、肌が乾燥しがちなことを自覚される方がどれぐらいいるのか、また先ほど申し上げたようにTEWLがどの程度変化すれば自覚症状が改善するのかは明示されていません。

しかし、肌が乾燥しがちな、以外の適切な表現が思い浮かばないので、これでいいのかなと思っています。ただ、今後、検査値の変化と自覚症状を関連させる食品をどのように評価するかという点については、考えておく課題かと思っています。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○久代委員 2-38の試験、被験者は肌の乾燥を自覚してかゆみの自覚症状がある。こういう方を対象としているので、いわゆる客観的な何らかの評価ですね。機器等で分析して乾燥している方というよりは、御自分がそういうように乾燥しているという自覚症状を持っているということだから、むしろ肌の乾燥が気になる方とか、そういう文言を入れるのもよろしいのかなというぐあいに思います。

肌が乾燥しがちとなると客観的な評価のように見えるけれども、気になるということであれば自覚症状ということで、試験の内容とはよく合っているのかなというぐあいに思います。これはあくまでもそういう感想でございます。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○大野委員 資料2-37の文献で、層別解析をしまして、バリア機能というか、皮膚透過性が良いほう、即ち皮膚のバリア機能が弱くないような人で解析した場合には、効能が有意に出ているというが、そうではない場合には出てない。また、SDSで処置して、これは界面活性剤ですけども、肌にダメージを与えたような場合、そういったときには有意差がきちっと出ている。そうでない場合は出ていない場合ということで、若干皮膚が乾燥しがちという表現でいいのかどうかは別で

すけれども、そういう皮膚の弱い方に効能が出やすいというところがありますので、こういった表現を使うことはいいのではないかと思います。ただ、表現というか、弱い方には適している。それを乾燥しがちな方と言っていいのかどうかというのはわかりませんが、ほかの先生方の御説明を聞くと、そういう表現しかないということだったらやむを得ないと思いました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

皆さんの御意見から、肌が乾燥しがちな方というのはやむを得ない表示ではないかなというような御意見かと思えます。それに対して気になる方という言い方もあるということなのですが、これについては如何でしょうか。乾燥しがちな方ということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、その前の肌の調子を整えるという言い方ですが、これにつきましては、山崎からは少し言い過ぎではないかという御意見がありますが、ここについてどうぞ。

○山崎委員 この資料ですと、資料の2分の1のほうなのですが、例えば資料1-3の38ページと39ページに図が出ています。それを見ていただきたいのですが、38ページのほうの図は皮膚の断面図を表していて、その表面が現在問題になっているところなのですが、角層、一番表面のところですね。その部分を拡大したのが39ページの下の方の図なのですが、健康な肌というのは左側のように、角質の細胞がびっしりと平面上を覆い尽くしている状態。ところが、肌が荒れると、右側にあるように角層細胞の間にすき間ができる状態なのです。ですから、右側の状態になった人に対して今回の商品が有効性を示しているということなのです。これはあくまで表皮の表面の角層部分の健康度に影響を与えているだけなので、肌全体に対して効果があるということではないと私は解釈しています。

ですから、効果は、今回の場合ですと、「肌の調子を整える」というと、肌全体に対して非常に広い意味での調子を整えることになってしまうので、あくまで角層の荒れを改善するだけの意味だよということがわかるような表現を考えたほうがいいというのが私の発言の趣旨です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○志村委員 これはグルコシルセラミドの働きによりこれこれを整えるのでというよりは、肌の調子を整える働きのあるこれこれを含んでいるのでという形にすれば、どうでしょうか。グルコシルセラミドが肌の調子を整えるということについては外用であっても効果があるし、また内服の場合も今回のように効果があるというので、そういう文言にしていれば何とかクリアできるかなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○阿久澤部会長 志村委員の御意見については、いかがでしょうか。

文言を少し入れかえるという形になりますが。

○志村委員 そうですね。今のままだと肌の調子を整えるというのがキャッチコピー等でひとり歩きする可能性があると思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○清水委員 肌の調子を整えるという言葉はどう理解するか、難しいと思うのですけれども、□□委員が先ほど言われたように、実際に影響しているのは角層のところということで、全体に対して

影響を及ぼすというようなイメージを与えるのが不適切だというのはよくわかります。ただ、一方で、皮膚の機能というのを考えると、角質層のタイトジャンクションをベースにしたきちんとした構造というのは、肌の非常にいろいろな機能の基盤になっているというところもあるかなと思うのです。だから、そこが緩むことで水分の移動だけではなくて、外部からのいろいろな侵入、ウイルスの侵入みたいなことが起こってくれば、真皮のほうまでいろいろな影響を及ぼすとかということもあるので、見方によっては調子を整えるというぐらゐの表現は、必ずしも不適切とも言えないのかなという気がするのです。昔からあるおなかのほうの整腸作用でもおなかの調子を整えるという表現があります。いまの整腸特保は、基本的には便秘とか下痢とか、そういったことを対象にしていると理解されていますけれども、実際にはもっといろいろなこともやっているということが最近ではわかってきていて、整腸、腸の調子を整えるというのは結構いろいろな幅広い意味を実は持っている。そういう表現が腸の特保で出ている以上、肌のほうでも許される範囲かなという気が私個人的にはしています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山崎委員 おなかの場合は、例えば微生物による効果というのは単純ではなく、非常に複雑な仕組みが全部合わさって総合的に働いている結果と考えればいいです。そういう場合は、例えば腸内細菌叢を改善するということであっても、1つの効果ではなく、複数の効果が総合されておなかの調子を全体的に整えると考えられますので、不整合がないと思うのです。

ところが、皮膚の場合は、肌の健康とか調子をよくするというと、まず考えなければいけないのは、皮膚の下のほう、基底細胞層というのですか、そこから角層のほうにどんどん上がってきて、絶えずターンオーバーされている。そのターンオーバーがうまく行っている状態にするのが本来の「肌の調子を整える」というものだと、私は思うのです。一番表面の角層の部分はバリア能を担っていますが、バリア能は確かに清水委員おっしゃるように、「肌の調子」の上では非常に重要な働きを持っていると思いますが、角層を健全にするだけでは肌の調子全般、特にターンオーバーの健全化にまで影響するかというと、そこは見えていないわけです。そうすると、角質の改善効果だけで「肌の調子を整える」というのは言い過ぎなのではないかなというのが、私の意見なのです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○久代委員 私も山崎委員の意見に賛成です。便通の回数は腸内環境を含めた変化が、結果的に自覚症状としての便通回数の変化として表現されていると思いますが、TEWLという検査指標の変化で、肌の調子という包括的な表現をするのは、言い過ぎかなという気はします。

TEWLは、皮膚科領域では保湿クリームの効果の評価に用いられているようなので、肌の調子というよりは肌の乾燥しがちな方というほうが適切かなと思います。

○阿久澤部会長 そうすると、今、肌の部位ですね。全体を言及しているに見える、あるいはこれは表皮だけのことなのだというような意見と2つあるかと思いますが、これは肌と言わず、そうしますと、山崎委員の御意見ですと、表皮でも言い過ぎということになるのですか。

○山崎委員 表皮がどこまで入るか。

○阿久澤部会長 皮脂膜とここには書いていますが、そのことを言うのでしょうか。

○山崎委員 TEWLで判断できるのは、先ほどの資料1-1の3の38ページの図で言いますと、一番上の角質細胞層というところ、この状況を見ていると考えています。それよも下層はTEWLで評価できる対象にはなっていないと考えればいいと思います。では、角質細胞層という言葉を使えるか。これは難し過ぎるので使えない。

○阿久澤部会長 その言葉を表現できれば問題ないということですね。

○山崎委員 そうです。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○寺本委員 私、少し混乱してしまったのですが、確におっしゃるのはすごくよくわかって、肌の調子を整えるというのは非常に全体像を言うので問題がありそうな気がするのです。それをかなり限定的に言うとなると、保湿機能を有するとかという言葉にならざるを得ないわけですね。そういうことはヘルスクレームではいけないのでしたか。要するに先ほど出たデータというのはまさしく保湿機能があるというデータですね。そこにピンポイントで当たってしまうというのはいけないのでしたか。

先ほど志村委員がおっしゃるように、グルコシルセラミドの働きにより何々というのではなくて、保湿機能のあるグルコシルセラミドの働きにより、肌の乾燥しがちな方に適していますというのは、言葉の上では消費者もわかりやすいような気がします。乾燥しがちなことから、保湿効果のあるものがあるのだからいいのではないかということでもいいような気がするのだけれども、保湿機能という言葉はいいのか悪いかわからない。だから、肌の調子というもののうちの1つを取り上げているような気はするのです。問題ありますか。

○阿久澤部会長 消費者庁からいかがでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 今回の審議は、答申が出た後に厚生労働省にこの文言が薬機法にひっかかっていないかどうか聞くことにしております。なので、まだこれについては聞いてはいないのですけれども、以前、この調査会るときか、前の申請のときか、そのときにはもともと肌の直接的なバリア機能という言葉を使って申請されたのですけれども、それは旧薬事法に抵触するのではないかとということで変えてもらって、今の表示になっているところがあります。

保湿機能がどうかというところはわからないところがあるのですけれども、余りクリアに表現し過ぎると薬機法に抵触する可能性があるかもしれないというところがございます。

○寺本委員 私は、バリア機能と言ってしまうと、例えば菌とかそういったものに対するバリアということで、病気との関連が非常に強くなるような気がするのです。それは確かにまずいかなと思います。でも、保湿機能というとなんかそういうことよりも限定的ですね。だって、これは乾燥しがちな方に使うのですね。その点に関して、それほどそこはないのではないかなという気がするのですが、しかも出ているデータはまさしくそれをデータとして出ているので、それならばそんなにおかしくないかなという気がしていたのです。そうしないと、まさしく山崎委員がおっしゃるように、肌が働いて調子を整えるという、本当に全体像を言うてしまっていて、何でもかんでもいいよう

な感じになってしまうような気がするので、これはまた別の分野で議論しなければいけないと思うのですけれども、キャッチコピーとしてこれが使われてしまう可能性があるので、非常に危険な感じがするのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大野委員 グルコシルセラミドの働きにより角質の機能を改善するのという言葉は一般の人にはわからないでしょう。角質の機能を改善するので肌が乾燥しがちな方に適していますと、両方つけた場合、一般の人に本質を理解していただけないですか。角質の機能を改善するぐらいだったらいいのではないかなと思うのです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○竹内委員 私自身が思ったのは、先ほど幾つか御意見が出ている中で、グルコシルセラミドのところ形容詞としてつけるのであればというのを伺って、なるほど、それだったら事実であるのでいいのかなと拝聴していました。それを肌の調子を整えるという言い方が言い過ぎであるならば、今、寺本委員のほうでおっしゃっていた保湿機能を有するというような言い方があるのかなと感じたところです。

ぱっと拝見したときに、こういう言い方がいいのかわからないのですが、肌の調子を整えるのと因果関係をつけているところが随分強いプロミスになっているという印象を実は受けました。整えるから肌が乾燥しがちな人にいいですよと、すごく強い保証をしている感じが実はしました。それが第一印象です。

今、大野委員からお話がありました角質の機能となると、一部の女性の方はわかると思います。ただ、全ての方がわかるかどうかというのは疑問だと思います。

以上です。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○大野委員 私が申し上げたのは、保湿機能というと、水分含量が高まるというようにとりやすいのではないかなと思うのです。水分含量が高くなっているという実験結果も中にはあるのですけれども、どちらかというと透過性を低めるというのが多いのです。水分含量を高めるというデータは結構少ないのです。有意差がついていない。そういうこともあるので、気になったのです。

○阿久澤部会長 いかがいたしましょうか。

どうぞ。

○寺本委員 これはたしか初めてなのですね。皮膚のこういったこと。これが恐らく今後の表現になってしまうわけですね。だから、かなり慎重に考えないとまた同じようなものがどんどん出てくる可能性があるのです。

あと、これは全然別の印象なのですけれども、これは特保ですから、食生活は云々というのがございますね。そのこととこのものがどういう関係にあるのかというのが何となく余り議論に出てこないのです。ここでしてもしょうがない議論かなと思っているのですが、だから食生活をどうする

のだよというのが余りぴんと来ない。要するに、含まれているこんにゃくいもの粉からというのだから、こういったものをできるだけとったほうがいいというような表現になるのかよくわからないのですけれどもね。そういうようなところも少しこれから考えていかないといけないのかなという。これとだんだんと食生活とかということとか、どんどん乖離していつているような気がするので、気をつけなければいけないかなと思っているのです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どういたしましょうか。問題点はここの今の表示の仕方だけなのですから。

どうぞ。

○久代委員 食習慣とは直接関係しなくても、QOLを改善して健康増進に役立つ可能性があるというコンセプトの食品と考えています。

○大野委員 それに私は固執するわけではないです。それでもいいかと思えます。

言おうと思ったことを忘れてしまいました。思い出したらまた言います。

○阿久澤部会長 先ほど肌の調子を整えるという文言もなきにしもあらずかなという御意見もあるわけですから、そこに先ほど竹内委員から発言のあった「ので」は因果関係が非常に強くなるということから、「ので」に変え、何か因果関係をもう少し薄めるような形での表現というのはいないでしょうか。

どうぞ。

○清水委員 場つなぎで一言。先ほど竹内委員が言われたファクトは何かということは大事だと思うので、保湿機能を持つというのはいいのではないのでしょうか。そのことと、最後に肌の乾燥が気になる方か、乾燥しがちな方か、そこはまた議論があるかもしれませんが、摂取に適した対象者が出口として出てくる。そういう文言になっていけばいいので、先ほど久代委員が言われたような形でいいのかなという気はいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大野委員 先ほども食生活との関連のお話が寺本委員からございましたけれども、前回の回答でグルコシルセラミドがいろいろな食品に含まれているということが示されていて、それがかなりの量含まれていて、ただ、実際に吸収される量は少ないのだと。これを補填することによって効果があるのだということが書かれていましたけれども、そういう意味では、正常な食生活をきちっと送っていればかなりグルコシルセラミドが供給されて、それが原因でこういった症状が出てくるのが少なくなるのではないかというように想像するのです。そういう意味では、きちんと食事している人は余り必要ないものなのだ。ところが、それが偏りがちな方とか、ダイエットしている方では摂取が減った結果として肌が荒れて来るとか、そういうものにつながるのかなと考えることもできるのではないかと思います。

○阿久澤部会長 大変申しわけないのですが、毎回の議論の内容ですので、きょうは定足数の関係で時間がある程度限られているようですので、今は申し訳ございませんが、表示のところについてお考え、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 事務局からの提案でございますけれども、先生方からいろいろな意見が出ております。その意見を全て申請者のほうにお伝えしまして、その内容に合った適切な表現を再考いただきたいという形でもう一回指摘を出すというのはいかがでございますでしょうか。それであれば申請者のほうが内容もわかっておりますし、表現についても練ってくると思いますので、よろしければそうさせていただきたいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そうしますと、こういう表示が考えられるけれども、これにはこういう危惧もあるということになりますか。

○消費者委員会事務局 よろしければ、御発言をされた方のお名前は全部伏せた形で、全議事録を申請者に渡したらいかがかと思えます。今回の審議品目はこの1品目でございますので、特段支障がございませんし、もし御同意いただけるのであればそうさせていただきたいと思えます。ニュアンスも含めて伝わったほうがよろしいかと思えますので、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○寺本委員 そのときに重要なことは、消費者庁というか、文言としてそういうものが許可されるのかどうかということは一応記載していないと考えようがなくなってしまうので、一応それはつけ加えていただかないと意味がなくなってしまう。

○阿久澤部会長 それに加えて、例えば保湿機能につきましても先ほど大野委員からご意見がございました。

○大野委員 水分含量というパラメータだけで見ると差が出ているのが少ないということですね。

○阿久澤部会長 そのようなことですから、こちらからの提案の中に保湿の機能があるというような文言をつけた場合、これがいいということで企業が単純に採用されるということでもいいのかということなのです。例えばの話です。

○消費者委員会事務局 申しわけございません。保湿という言葉に関しては、一般論として消費者庁経由で厚生労働省に、薬機法に触れるかどうか確認していただいた上で、その情報もつけて意見をお伝えするという形ができると今、確認しましたので、そうさせていただければと思っております。

○阿久澤部会長 そうしましたら、これにつきましては大野委員がお持ちの危惧はよろしいですか。

○大野委員 はい。

○阿久澤部会長 そこはつけなくてよろしいですか。この委員会では、もし保湿機能という言葉が使われても、消費者庁のほうから確認いただいた上、よろしければ使われてもいいということでもよろしいでしょうか。そこを確認できれば私としてもそれはよろしいと思えます。

○大野委員 保湿、必ずしも水分含量が変わるということを必ずしも意味していないこともある。水分がどんどん抜けていけば、皮膚の水分含量が同じでも抜けるのは少なくなるということでそれなりの効果がある。それについても保湿という表現をしてもいいのかなと思いましたので。先生方が了解していただければよろしいと思えます。

○阿久澤部会長 よろしいということですので、今、事務局から提案のあった形で申請者のほうに投げかけるということにさせていただければと思います。

ということで、あともう一点、以前に指摘して回答いただいている内容ですが、これも大きな議論になっていた内容ですけれども、日常の食事より摂取していて大きくプールされているところへの1.8mgという微量摂取の上乗せで効果をもたらすことについて、これは今回、了承する内容ですけれども、それとは別にさらに事業者としても知見を深めていただきたいという旨の発言がたしか志村委員からあったかと思えます。これについては、今後もこの研究の分野の知見として、また、発展する上においても重要な議論になるかと思えますので、その辺もぜひ申請者のほうに申し伝えるということによろしいでしょうか。

ただ、これは、こういう意見がありましたということで、先ほど言いましたように議事録を見ていただければわかりかと思いますが、今回、この中ではその議論がありませんでしたので、そういうことも申請者のほうには伝えていただくようにしたいと思います。

では、審議結果につきまして、事務局のほうから整理、そして、処理のほうについて確認したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 本日の議論の内容の議事録を申請者に提出することによって、保湿効果という表現がいいか否かの判断をしていただくということと、もう一つは、摂取量の問題について、これも前回の議事録も含めて提出することで。

○消費者委員会事務局 前回の議事録もという御趣旨ではなくて、今回の議事録により、今、言っていたものが伝わるだろうけれども、その点の知見を深めてもらいたいということをお伝えするという御趣旨でよろしいですね。

○阿久澤部会長 そうです。どうもありがとうございます。

今の事務局からの御発言に対して何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 保湿機能ということについては、消費者庁のほうでそういう表現が可能かどうかを確認した上で、その結果とあわせて今回の議事録を先方にお渡しをして、先生方の御意見を踏まえて適切なクレームを考えてもらうということかと思いますが、そういう御趣旨でよろしかったですか。

○阿久澤部会長 それについては、次の部会になるということによろしいですか。1カ月後。

○消費者委員会事務局 許可表示文言自体考えていただきますので、もう一度お諮りをすべきかと思えますので、次が12月なのですが、それまでに返ってくればそのときにということで。

○阿久澤部会長 わかりました。そうしましたら、本日、部会で審議する内容はこれまでとなります。

○阿久澤部会長 では、報告品目ということになりますか。よろしく。

資料はお手元の資料3になります。消費者庁より御説明をお願いしたいと思います。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料3に沿って説明させていただきたいと思います。

前回の部会以降、本日までに許可した品目のうち、規格基準型及び再許可等の品目について報告いたします。

今回は3品目でございます。

まず、1番目、申請者は花王株式会社。製品名はヘルシアコーヒー無糖ブラックaでございます。コーヒーポリフェノール、クロロゲン酸類を関与成分とするコーヒー飲料であり、許可番号1293番、特定保健用食品のヘルシアコーヒー無糖ブラックの再許可品でございます。

相違点につきましては、香料を今回変更されたものということでございます。

続きまして、2番目と3番目、申請者は株式会社東洋新薬。製品名は美味しい食事とすこやかブレンド茶及び穏やか8種ブレンド茶でございます。どちらも難消化性デキストリンを関与成分とする粉末清涼飲料であり、許可番号1400番、特定保健用食品の八彩健茶の再許可品でございます。

相違点といたしましては、これは製品名のみといったところでございます。

御報告品目は以上でございます。よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告の内容につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上ということになります。

《 4. 閉会 》

○阿久澤部会長 事務局から連絡事項などございますでしょうか。

○消費者委員会事務局 本日も御審議ありがとうございます。次回の部会でございますが、12月18日金曜日、14時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。